特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美馬市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

美馬市長

公表日

令和8年3月2日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。 1. 資格管理事務 ①住民基本台帳情報（以下「住民票情報」という。）や適用除外要件等の確認による美馬市国民健康保険被保険者資格の取得・喪失・変更の決定及び管理。 ②被保険者証及び資格証明書等の交付。 2. 保険給付事務 ①高齢受給者証の交付。 ②高額療養費の支給。 ③限度額認定、標準負担額減額認定証の交付。 ④特定疾病受療証の交付。 ⑤療養給付費及び療養費の給付。 ⑥移送費の支給。 ⑦高額介護合算療養費の支給。 ⑧出産育児一時金の支給。 ⑨葬祭費の支給。 ⑩他の法令による医療に関する給付との調整。 ⑪一部負担金の減免申請による審査・決定。 ⑫保険給付の一時差し止め。 ⑬オンライン資格確認業務（資格履歴管理業務、機関別符号の取得事務）
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 国保連合会資格報告システム 3. 中間サーバー 4. 団体内統合宛名システム 5. 住民基本台帳ネットワークシステム（ミサリオ） 6. 国保総合（国保集約）システム 7. 医療保険者向け中間サーバ等

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険情報ファイル、国保資格情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法　第9条第1項　別表第一　項番44 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法　（平成25年5月31日法律第27号） ・19条第8号 2. 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号） ・1, 2, 3, 4, 5, 17, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 70, 71, 83, 87, 111, 115, 125, 131, 137, 141, 158の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美馬市保険福祉部保険健康課
②所属長の役職名	保険健康課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美馬市企画総務部総務課　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美馬市保険福祉部保険健康課保険年金担当　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-5601
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際（USBメモリを使用する場合を含む。）は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・漏えい等のリスク軽減の取組の一つとして、オンライン申請を導入しており、これにより手作業が介在する申請数が減少することが期待される。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年全職員J-LISのネットラーニングにて「個人情報保護コース」を100%受講しており、基礎項目評価書についても変更は随時更新、少なくとも1年に一回全ての基礎項目評価書を見直し、修正することで職員の意識付けを実施している。これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	Ⅳリスク対策	なし	各項目ごとに入力	事後	評価書様式変更に伴うもの
令和3年3月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取		⑭オンライン資格確認業務（資格履歴管理業務、機関別符号の取得事務）を追加	事後	
令和3年3月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③		4・滞納管理システム 5．中間サーバー	事後	
令和3年3月1日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠		国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	
令和3年3月1日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報		③番号法附則第6条第4項 ④国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ4②法令上の根拠	①番号法第19条7号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番1，2，	①番号法第19条8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番1，2，	事後	番号法改正による号ずれに伴うもの
令和4年11月18日	Ⅰ4②法令上の根拠	①番号法第19条8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番1，2，	①番号法第19条8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番1，2，	事前	公金受取口座を活用した給付の開始に伴う修正
令和5年3月17日	Ⅰ1②事務の概要	特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。	特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。	事後	業務内容の見直しに伴う修正
令和5年3月17日	Ⅰ1③システムの名称	1．国民健康保険システム 2．国保連合会資格報告システム	1．国民健康保険システム 2．国保連合会資格報告システム	事後	使用システムの変更に伴う修正
令和5年3月17日	Ⅰ2特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル、国保資格情報ファイル、所得情報システム、収納状況システム、	国民健康保険情報ファイル、国保資格情報ファイル	事後	記載情報の見直しに伴う修正
令和5年3月17日	Ⅰ1②事務の概要	特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。	特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。	事後	記載情報の見直しに伴う修正
令和7年3月1日	Ⅳ－8 人為的ミスが発生するリスク	(なし)	十分である	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年3月1日	Ⅳ－8 判断の根拠	(なし)	人為的ミスが発生するリスクに対し、次の対策を講じている。	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年3月1日	Ⅳ－11 最も優先度が高いと考えられ	(なし)	9）従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年3月1日	Ⅳ－11 当該対策は十分か【再掲】	(なし)	十分である	事後	様式変更に伴う追加項目
令和7年3月1日	Ⅳ－11 判断の根拠	(なし)	毎年全職員J-LISのネットラーニングにて「個人情報保護コース」を100%受講しており、基礎	事後	様式変更に伴う追加項目
令和8年3月1日	3．個人番号の利用	1．番号法　（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項　別表　44の項 2．番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第24条 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	番号法　第9条第1項　別表第一　項番44 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	記載情報の見直しに伴う修正
令和8年3月1日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1．番号法　（平成25年5月31日法律第27号） ・19条第8号 2．番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号） ・139項 ①番号法第19条8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番1，2，3，4，5，17，26，27，30，33，39，42，46，58，62，80，87，93，106 【別表第二における情報照会の根拠】項番27，42，43，44，45 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 【主務省令における情報提供の根拠】第1，2，3，4，5，19，20，25，33，43，44，46，53条 【主務省令における情報照会の根拠】第20，25，26条 ③番号法附則第6条第4項 ④国民健康保険法第113条	1．番号法　（平成25年5月31日法律第27号） ・19条第8号 2．番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号） ・1，2，3，4，5，17，27，38，42，48，56，65，69，70，71，83，87，111，115，125，131，137，141，158の項	事後	記載情報の見直しに伴う修正